



pwc

TaXavvy 日本語版

2023年度税制改正案 (修正版)

2023年2月24日

このTaXavvy日本語版では、2023年2月24日に発表された、マレーシアの2023年度税制改正案 (新政権による修正版) の概要をお伝えいたします。



ハイライト



個人所得税率

中間層向けの減税と
高額所得者への増税

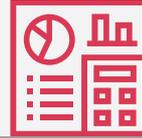


課税所得

増減税

- RM35,001 to RM100,000 ↓ 2%
- RM100,001 to RM1,000,000 ↑ 0.5%から2%

(2023課税年度から適用)



中小企業の軽減税率

RM150,000までの所得に
対する軽減税率の引き下げ



中小企業のRM150,000までの課税所得に対する法人税の軽減税率が17%から15%に引き下げられます。

(2023課税年度から適用)



特別自主開示プログラム (SVDP)

ペナルティの免除



内国歳入庁 (IRB) および税関は、ペナルティなしで過去の申告・納税の自主修正が可能となる特別自主開示プログラム (SVDP) を再度実施します。

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)



非上場株式の譲渡に対する キャピタルゲイン課税

キャピタルゲイン課税の
導入に向けた調査を開始



政府は、企業による非上場株式の譲渡益に対する課税を導入するための検討を開始します。

(2024年から適用)



奢侈税 (Luxury goods tax)

「奢侈税」の導入



政府は、2023年中に、種別に設定した一定金額以上の奢侈品に対して、新たな「奢侈税」を導入する予定です。

(適用開始時期は未定)



優遇税制の見直し

投資の結果に基づくティア
ごとの低税率での優遇



投資誘致機関と投資インセンティブは、既存の優遇税制を見直し、投資の結果に基づくティアごとの低税率の優遇措置の導入を目指します。

(適用開始時期は未定)



目次

項目	ページ
1 税務執行	4
2 キャピタルゲインに対する課税	5
3 グローバル・ミニマム課税	6
4 優遇税制 (新規)	7
5 優遇税制 (改正 / 延長)	9
6 優遇税制の見直し	10
7 法人税	11
8 個人所得税	12
9 個人所得税 / 雇用	13
10 間接税	14
11 印紙税	15

特別自主開示プログラム (SVDP) の再導入

内国歳入庁および税関は、所得税（法人所得税・個人所得税）および間接税の特別自主開示プログラム (Special Voluntary Disclosure Program (SVDP)) を再度実施します。この SVDPのもとでは、過去の申告・納税に係る自主修正に対して、ペナルティが 100%免除されます。

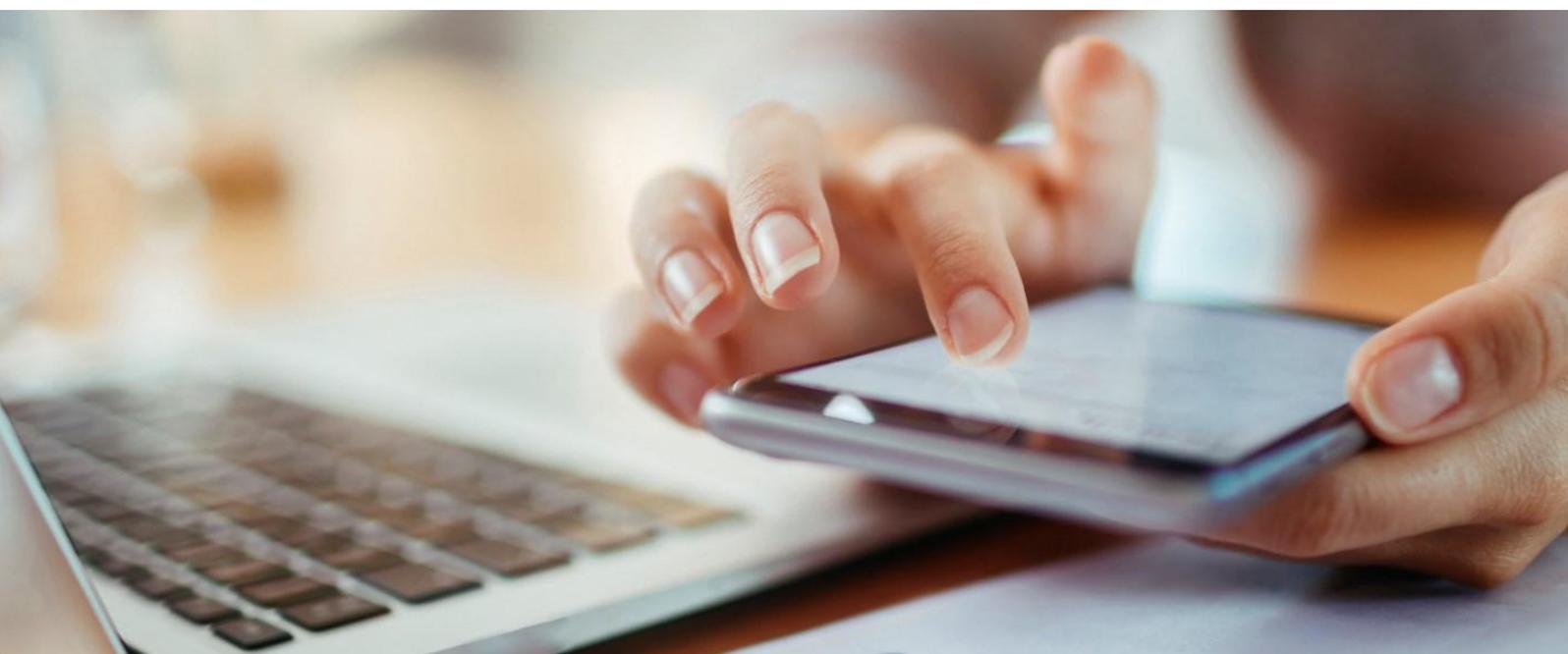
(適用時期: 2023年6月1日から2024年5月31日まで)

PwCコメント



ペナルティの減免により、過去の無申告や過少申告、納付もれや過少納付の修正を促すためのプログラムです。2018年から2019年にかけて実施された所得税の SVDPでは、多くの自主修正が行われ、一定の成果がありました。

政府としては、これを機に納税者が過去の申告・納税状況を改めて見直し、不足がある場合には適切な対応を取ることを期待しています。



キャピタルゲインに対する課税



国際的な課税執行の状況に足並みを合わせ、政府は、企業による非上場株式の譲渡益に対する課税を導入するための調査を実施します。政府は、提案の詳細検討のために、エンゲージメントセッションの開催も予定しています。

(2024年より適用)

グローバル・ミニマム課税

今回の2023年度予算案発表では、導入の言及なし

今回の2023年度予算案発表では、マレーシアのグローバル・ミニマム課税（Pillar 2）の適用についてのアナウンスがありませんでした。

なお、すでに廃案となっている旧政権の2023年度予算案(2022年10月時点)では、マレーシアは、OECDによる「第2の柱」(Pillar 2)において推奨されている国際的な最低実効税率（15%）の制度を、2024年を目的に導入すると発表していました。Pillar 2のもとでは、Pillar 2適用対象企業の海外連結子会社の所在地国における実効税率が15%に達しない場合に、所在地国が国内法で追加的に15%までの課税を行う「適格国内ミニマムトップアップ課税」(QDMTT)を各国が導入することを認めており、マレーシアもQDMTTの導入を検討するとしていました。

今回アナウンスがなかったとはいえ、いずれマレーシアもQDMTTを導入する可能性が高いと考えられますので、今後の政府の対応を注視する必要があります。

背景としての国際的な動向

OECDの「税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み」に参加する130以上の国・地域は、国際的な法人課税制度の変更に政治的にコミットしています。

Pillar 2は、国・地域レベルで15%の最低実効税率(ETR)を適用する課税システムを導入するものです。全世界で7.5億ユーロ以上の連結売上高のある企業が、Pillar 2の適用対象になります。OECDが策定したPillar 2のモデルルールのもとでは、連結子会社所在地国での実効税率が合意された最低税率に届かない場合、各国の実効税率と最低税率の差の部分に対して、トップアップ課税が適用されます。このとき、最終親会社が所在している国が、優先的にトップアップ課税を適用する権利を持ちます。たとえば、日本の連結親会社のマレーシア連結子会社の実効税率が15%を下回る場合、日本国は差分の課税を行う優先的な権利を持つこととなります(もしマレーシアがQDMTTを導入しない場合)。

Pillar 2のモデルルールは、各国・地域における最低トップアップ課税の導入を想定しており、このトップアップ課税は、最終親会社の国・地域におけるトップアップ課税額から控除されます。これにより、海外子会社所在地国における優先的な課税権を確保しています。言い換えると、QDMTTの仕組みによりトップアップ課税権の順位が変更され、源泉地国がトップアップ課税の税収を確保できます。

最近では、EU、英国、韓国、シンガポール、香港などで、グローバル・ミニマム課税の導入に向けた動きが見られていました。

優遇税制 (新規)



二酸化炭素回収・貯留に対する優遇税制

マレーシアでは、「国家エネルギー政策 2022-2040」のもと、2040年までに「低炭素国家」の実現に取り組んでいます。政府は、炭素回収・貯留技術 (CCS) を用いて二酸化炭素 (CO₂) の排出を抑制する構想を掲げており、石油・ガス業界と電力業界は、マレーシアにおいて CCS技術を活用するパイオニア産業として認識されています。CCS技術は、以下の3つの活動で構成されます。

- CO₂の回収
- 回収したCO₂の輸送
- 地下または海底にCO₂を貯留

CCSを新たな経済成長の源泉とし、温室効果ガス排出をネットゼロとするために、以下の優遇税制が提案されています。

(i) 自社においてCCSを実施する企業

- | | |
|----|--|
| a) | 10年間にわたり適格資本支出 (QCE)の100%について投資税額控除 (ITA)が適用され、事業所得の最大100%まで相殺可能 |
| b) | 2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS技術のための設備に係る輸入税および売上税を全額免除 |
| c) | 一定の事業開始前経費(事業開始日前 5年以内に発生したもの)の損金算入 |

(ii) CCSサービスを提供する企業

- | | |
|----|---|
| a) | 10年間にわたり適格資本支出 (QCE)の100%について投資税額控除 (ITA)が適用され、法定所得の最大100%まで相殺可能 ((a)と (b)はどちらか選択) |
| b) | 10年間、法定所得の70%について税額免除 |
| c) | 2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS技術のための設備に係る輸入税および売上税を全額免除 |

(iii) CCSサービスを利用する企業

- | | |
|----|-------------|
| a) | 利用料を損金算入できる |
|----|-------------|

(2023年1月1日から2027年12月31日までの間に財務省が受理した申請に対して適用される)

損金算入は、2023課税年度から2027課税年度までの法人税申告書で可能

優遇税制 (新規)



電気自動車充電設備の製造に対する優遇税制

電気自動車のエコシステムを拡充し、電気自動車の充電設備に対する高付加価値な投資を呼び込むために、政府は以下のような提案を行っています。

優遇措置	内容
パイオニアステータス	2023課税年度から2032課税事業年度において法定所得の100%について所得税の免除
投資税額控除 (ITA)	5年間にわたり適格資本支出 (QCE)の100%について投資税額控除が適用され、毎年、法定所得の100%まで使用可能。

(2023年2月25日から2025年12月31日までの間にマレーシア投資開発庁 (MIDA) が受領した申請に適用)



データセンターに対する優遇税制

政府は、国民に対するサービスの向上のためにデータセンターやその他のインフラ・設備の開設が増えるよう、税制上の優遇措置を提供します。

PwCコメント

優遇措置の内容は明らかにされておらず、今後の明確化を待つ必要があります。



優遇税制 (改正 / 延長)

現行	提案						
製造業・サービス業における自動化の優遇措置の上限額引上げ (RM10百万)と範囲拡大 / 申請期間延長							
<p>製造会社は、自動化機器の購入に対して、以下の加速償却(100%+100%償却)を利用できます。</p> <p>カテゴリー1: 労働集約型産業 (ゴム、プラスチック、木材、繊維製品)</p> <ul style="list-style-type: none">RM4百万までの適格資本的支出の 100%相当額の加速償却上記の加速償却と同額の免税 <p>カテゴリー2: その他の産業 (サービス産業を含む)</p> <ul style="list-style-type: none">RM2百万までの適格資本的支出の 100%相当額の加速償却上記の加速償却と同額の免税 <p>(2023年12月31日までにMIDAが受領した申請が対象)</p>	<p>今回、以下の改正が提案されています。</p> <ul style="list-style-type: none">自動化の範囲に、インダストリー 4.0の要素を持つ固定資産の購入も含む農業セクターも優遇措置の対象とする優遇の対象となる適格資本的支出の上限を RM10百万に引き上げる <p>(2023年1月1日から2027年12月31日までにMIDAまたは農業食品産業省が受領した申請が対象)</p>						
電気自動車(EV)のレンタル費用に係る損金算入限度額の引き上げ							
<p>EVを含む非商用車をレンタルする企業は、以下の金額を上限にレンタル費用を損金算入することができます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>自動車の取得価格</th><th>損金算入限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>RM150,000以下</td><td>RM100,000まで</td></tr><tr><td>RM150,000超</td><td>RM50,000まで</td></tr></tbody></table>	自動車の取得価格	損金算入限度額	RM150,000以下	RM100,000まで	RM150,000超	RM50,000まで	<p>EVの非商用車をレンタルする企業は、RM300,000を上限にレンタル費用を損金算入することができます。</p> <p>(2023課税年度から2025課税年度まで適用)</p>
自動車の取得価格	損金算入限度額						
RM150,000以下	RM100,000まで						
RM150,000超	RM50,000まで						

その他の主な改正/延長案

- 事業拠点をマレーシアに移管する電機電子 (E&E)の製造会社に対する優遇措置について、申請期限が2年間延長されます (2024年12月31日まで)。
- 航空宇宙産業に対する優遇措置について、申請期限が 3年間延長されます (2025年12月31日まで)。
- 食料生産プロジェクトに対する優遇措置について、優遇措置の範囲拡大により環境制御型農業 (室内農業など) に基づく農業プロジェクトも対象になるとともに、申請期限が 3年間延長されます (2025年12月31日まで)。

優遇税制の見直し



2023 年の第 3 四半期には新産業マスター プラン 2030 が発表され、質の高い事業や現地人材の採用に重点を置いた産業発展の方向性が示される予定です。

投資誘致機関と投資インセンティブは、マスタープランにしたがって、投資の結果（高所得の雇用、地元のサプライチェーンの高度な統合、新しい産業クラスターの形成など）に重点を置いた、ティアごとの低税率の優遇措置を見据え、再編されていきます。

国が優遇制度による恩恵を享受することを確保するために、政府は、税制上の優遇措置を付与された企業に対するモニタリングも強化していきます。

法人税

中小企業に対する法人税率の引下げ

現行の中小企業 *に対する優遇法人税率は以下の通りです。

課税所得	法人税率 (%)
RM600,000まで	17
RM600,000超	24

* 中小企業 (MSME) とは、普通株式の払込資本が RM250 万以下の会社または資本拠出額が RM250 万以下の有限責任パートナーシップ (LLPs) で、総事業収入が RM5,000 万以下の企業をいいます。親会社等の払込資本が RM250 万を超える場合、中小企業には該当しません。

MSME への支援と強靱化のため、RM100,000 までの課税所得に対する法人税率を 2 パーセント引き下げる事が提案されました。

課税所得	法人税率 (%)
RM150,000 まで	15
RM150,001 - 600,000	17
RM600,000 超	24

これにより、最大 RM3,000 の減税となります。

(2023 課税年度より適用)



個人所得税

居住者の個人所得税率の見直し

今回、以下の改正が提案されています。

- RM35,001からRM100,000までの所得帯の税率を2%引き下げ
- RM100,001からRM1,000,000までの所得帯の税率を0.5%から2%引き上げ

居住者に対する新しい個人所得税の税率表は以下の通りとなります。

課税所得 (RM)	現行 (2022課税年度)		提案 (2023課税年度以降)		実効ベースの影響 増税 / (減税)	
	税率 (%)	税額 (RM)	税率 (%)	税額 (RM)	(RM)	(%)
5,001から 20,000	1	0 150	1	0 150		
20,001から 35,000	3	150 450	3	150 450		
35,001から 50,000	8	600 1,200	6 ↓ 2%	600 900		
50,001から 70,000	13	1,800 2,600	11 ↓ 2%	1,500 2,200	(300)	(16.7)
70,001から 100,000	21	4,400 6,300	19 ↓ 2%	3,700 5,700	(700)	(15.9)
100,001から 250,000	24	10,700 36,000	25 ↑ 1%	9,400 37,500	(1,300)	(12.1)
250,001から 400,000	24.5	46,700 36,750	25 ↑ 0.5%	46,900 37,500	200	0.4
400,001から 600,000	25	83,450 50,000	26 ↑ 1%	84,400 52,000	950	1.1
600,001から 1,000,000	26	133,450 104,000	28 ↑ 2%	136,400 112,000	2,950	2.2
1,000,001から 2,000,000	28	237,450 280,000	28	248,400 280,000	10,950	4.6
2,000,001以上	30	517,450	30	528,400	10,950	2.1

所得控除に係る主な税制改正案

改正や延長の内容	適用時期
保育所・幼稚園の料金の支払いに係る RM3,000の所得控除の延長	2024課税年度に適用
医療費控除の範囲を拡大するとともに、控除上限額を RM8,000から RM10,000に引上げ	2023課税年度に適用

その他の主な税制改正 / 延長案

- 事業拠点移管の優遇措置を MIDA から承認された電機電子 (E&E) の製造会社について、トップマネジメントの外国人に対する一律 15% の所得税の適用期限が、2024年12月31日まで延長されます。

雇用に対する補助金の付与

民間における雇用促進のために、社会保険機構 (SOC SO) による以下の補助金の付与が提案されました。

- 技術・職業教育訓練校 (TVET) の卒業生の雇用に対して、1名あたり月 RM600 の補助金を3か月付与。RM45百万の予算規模で実施。
- 障がい者、旧受刑者、ホームレスなどの求職者の雇用に対して、1名あたり月 RM600 の補助金を3か月付与

間接税

奢侈税 (Luxury Goods Tax) の導入

政府は、2023年中に、種別に設定した一定金額以上の奢侈品に対して、新たな奢侈税 (Luxury Goods Tax) を導入することを提案しました。

(適用時期は未定)

PwCコメント



どのような品目が奢侈品として課税されることになるのか現時点で不明ですが、たとえば、高級車、プライベートジェット、ヨット、宝石類などが対象になる可能性が考えられます。課税方式や税率なども不明であり、今後の明確化を待つ必要があります。

電気自動車 (EV) に係る優遇措置の延長

EVに係る輸入関税、物品税、売上税について、以下の通り、優遇措置の延長が提案されました。

	内容	適用時期
1	CBUのEVの輸入関税および物品税の免税	2025年12月31日まで (2年間の延長)
2	国内で組み立てるCKDのEVに係る物品税と売上税の免税	2027年12月31日まで (2年間の延長)
3	国内でのEVの組立てのために輸入する部品に係る輸入関税の免税	

その他の主な改正/延長案

- 二酸化炭素の回収と貯留 (CCS) を事業として行う会社は、CCS技術のための機器の輸入に対する輸入関税および売上税が免税になります (2023年1月1日から2027年12月31日までの間に財務省が受理した申請に適用)。
- ニコチンガムおよびニコチンパッチの輸入に係る輸入関税および売上税が免税とされます (2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間)。



一軒目の住宅購入に対する印紙税の減免

住宅の所有を奨励するため、マレーシア国民による一軒目の住宅購入に対する印紙税の免税が提案されました。

住宅価格	免税率
RM500,000以下の場合	100%
RM500,000超 RM1,000,000以下の場合	75%

(適用日は未定)

PwC Budget 2023 Seminar (English)

	Kuala Lumpur	Penang	Johor
Date	Thursday, 9 March 2023	Tuesday, 21 March 2023	Tuesday, 14 March 2023
Time	8:30am to 5:00pm	8:30am to 5:00pm	8:30am to 5:00pm
Venue	Mandarin Oriental, Kuala Lumpur	G Hotel, Gurney, Penang	DoubleTree by Hilton, Johor Bahru
Contact	Fazlina Jaafar / Chow Xin Yi (03) 2173 3830 / 0267	Yew Siew Lay / Ong Bee Ling (04) 238 9291 / 9170	Izyan Diyana / Hanisah Azman (07) 218 6058 / 6000
Email	my_events@pwc.com	siew.lay.yew@pwc.com / bee.ling.ong@pwc.com	izyan.diyana@pwc.com / hanisah.azman@pwc.com
Online registration			

Connect with us

PwCマレーシア 日系企業コンサルティング・グループ

杉山 雄一 ・ Yuichi Sugiyama

(全体統括・会計監査・会計アドバイザー・新規進出、再編アドバイザー)

Partner

yuichi.sugiyama@pwc.com

+603-2173 1191

佐藤 祐司 ・ Yuji Sato

(税務全般統括)

yuji.sato@pwc.com

+603-2173 1365

水本 賢一 ・ Kenichi Mizumoto

(税務全般)

kenichi.m.mizumoto@pwc.com

+603-2173 0124

緩詰 真梨子 ・ Mariko Yuruzume

(移転価格)

mariko.yuruzume@pwc.com

+603-2173 1027

ラウ・ウエン・ワー ・ Lau Weng Wah

(官公庁申請支援、新規進出、再編、
撤退アドバイザー)

weng.wah.lau@pwc.com

+603-2173 1601

セリナ・タン ・ Selina Tan

(官公庁申請支援、人事アドバイザー)

selina.tan@pwc.com

+603-2173 1557

ラム・シュウ・ムイ ・ Lam Siew Mui

(税務全般)

siew.mui.lam@pwc.com

+603-2173 0129

Connect with us

Kuala Lumpur

Jagdev Singh

jagdev.singh@pwc.com
+60(3) 2173 1469

Labuan

Jennifer Chang

jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Penang & Ipoh

Kang Gaik Hong

gaik.hong.kang@pwc.com
+60(4) 238 9225

Melaka & Johor Bahru

Benedict Francis

benedict.francis@pwc.com
+60(7) 218 6000

Kuching

Lee Yuien Siang

yuien.siang.lee@pwc.com
+60(8) 252 7202

Cynthia Ng

cynthia.hh.ng@pwc.com
+60(3) 2173 1438

Corporate Tax Compliance & Advisory

Consumer & Industrial Product Services

Margaret Lee

margaret.lee.seet.cheng@pwc.com
+60(3) 2173 1501

Steve Chia

steve.chia.siang.hai@pwc.com
+60(3) 2173 1572

Emerging Markets

Fung Mei Lin

mei.lin.fung@pwc.com
+60(3) 2173 1505

Energy, Utilities & Mining

Lavindran Sandragasu

lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Financial Services

Jennifer Chang

jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Services & Infrastructure

Lim Phaik Hoon

phaik.hoon.lim@pwc.com
+60(3) 2173 1535

Technology, Media and Telecommunications

Heather Khoo

heather.khoo@pwc.com
+60(3) 2173 1636

Specialist Services

Corporate Services

Lee Shuk Yee

shuk.yee.x.lee@pwc.com
+60(3) 2173 1626

Dispute Resolution

Tai Weng Hoe

weng.hoe.tai@pwc.com
+60(3) 2173 1600

International Tax Services / Mergers and Acquisition

Gan Pei Tze

pei.tze.gan@pwc.com
+60(3) 2173 3297

Individual Tax

Michelle Chuo

michelle.sy.chuo@pwc.com
+60(3) 2173 1289

Indirect Tax

Raja Kumaran

raja.kumaran@pwc.com
+60(3) 2173 1701

Geeta Balakrishnan

geeta.b.balakrishnan@pwc.com
+60(3) 2173 1652

Tax Technology

Yap Sau Shiung

sau.shiung.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1555

Tax Reporting & Strategy

Lavindran Sandragasu

lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Transfer Pricing

Anushia Soosaipillai

anushia.joan.soosaipillai@pwc.com
+60(3) 2173 1419

Workforce Tax

Kartina Abdul Latif

kartina.a.latif@pwc.com
+60(3) 2173 0153

Lee Shuk Yee

shuk.yee.x.lee@pwc.com
+60(3) 2173 1626

Mohammad Iesa Morshidi

iesa.morshidi@pwc.com
+60(3) 2173 3136

China Desk

Lorraine Yeoh

lorraine.yeoh@pwc.com
+60(3) 2173 1499

Japan Business Consulting

Yuichi Sugiyama

yuichi.sugiyama@pwc.com
+60(3) 2173 1191

Clifford Yap

clifford.eng.hong.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1446

Korea Desk

Keegan Ong

keegan.sk.ong@pwc.com
+60(3) 2173 1684

TaXavvy is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2023 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.